

「令和6年度地域を主体とするスマート東京先進事例創出事業」公募に係る質問の回答

#	質問該当箇所	質問内容	回答
1	実施要領 (応募から交付 決定まで)	7/26(金)までに「宣誓・誓約書」(様式第4-1、4-2、4-3)の押印手続きが間に合わない場合には、様式第4を期限よりも遅れて提出することは可能か	押印書類の不備等につき様式第4の書類のご提出が、やむを得ず遅延する場合には、その他の書類をすべてご提出の上で、該当書類の提出が遅れる旨を事前に事務局までご連絡いただいた場合のみ応募を認めます。事務局への連絡に際しては、事業概要説明資料(様式第2)に様式第4のご提出が遅れる旨を追記いただくと共に、メールまたはお電話にて遅延する旨のご連絡をお願いいたします。 なお、書類の提出・差し替えについては8/30(金)17時までのご提出が必須であり、それ以降にご提出いただいた場合には審査において失格扱いとさせていただきます。
2			
3			
4			